

会社法第794条第1項に定める事前備置書類  
(吸収合併に係る事前開示事項)

2020年2月6日

東京都港区高輪四丁目8番3号  
株式会社小糸製作所  
代表取締役社長 三原 弘志



当社は、2020年1月30日にKIホールディングス株式会社（以下「KIHD」といいます。）との間で、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、KIHDを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行う旨の吸収合併契約を締結いたしました。本合併に係る会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第794条第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第191条の定めに基づく事前開示事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

KIHDは当社の完全子会社の関係にあるため、当社は、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付は行いません。また当社の資本金及び準備金の額は変動しません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

定款変更（事業年度の変更）

KIHD は、2019 年 11 月 20 日付で、事業年度を「毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで」から、「毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで（但し、進捗期については 2019 年 10 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）」に変更するため、定款を変更いたしました。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) KIHD 株式の株式公開買付け及び株式等売渡請求による KIHD の完全子会社化

当社は、2019 年 4 月 23 日開催の取締役会の決議に基づき、株式公開買付けの方法により、2019 年 6 月 19 日付で、KIHD の普通株式の 42.18%を 1 株当たり 455 円（総額 7,950 百万円）で取得し、2019 年 6 月 27 日開催の取締役会において、当社及び KIHD を除く KIHD の株主の全員に対して、KIHD の普通株式の 7.63%につき 1 株当たり 455 円（総額 1,438 百万円）で株式等売渡請求を行うことを決議し、2019 年 8 月 1 日付で KIHD を当社の完全子会社といたしました。

(2) イスラエルにおけるベンチャー企業の株式取得

当社は、2019 年 6 月 21 日付で、BrightWay Vision Ltd.（本社：イスラエル）の株式の 36.92%を、24 百万ドルで取得し、当社の持分法適用会社といたしました。

(3) 剰余金の配当（1）

当社は、2019 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において、2019 年 6 月 28 日を効力発生日として、2019 年 3 月 31 日時点の株主に対し、1 株当たり 52 円、総額 8,358 百万円の剰余金の配当（期末配当）を行うことを決定いたしました。

(4) 剰余金の配当 (2)

当社は、2019年10月28日開催の取締役会において、2019年12月5日を効力発生日として、2019年9月30日時点の株主に対し、1株当たり52円、総額8,358百万円の剰余金の配当（中間配当）を行うことを決定いたしました。

(5) インド子会社の完全子会社化

当社は、2019年12月27日付で、INDIA JAPAN LIGHTING PRIVATE LIMITED（本社：インド）の株式の29.9%を金1,485百万インドルピーで取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(6) 米国におけるベンチャー企業の株式取得

当社は、2020年2月5日付で、Cepton Technologies, Inc.（本社：米国）に対し50百万ドルを出資し、同社株式の一部を取得いたしました。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の最終事業年度の末日（2019年3月31日）現在及びKIHDの最終事業年度の末日（同年9月30日）現在（以下、それぞれを「基準日」といいます。）の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額（いずれも概算値）はそれぞれ下表のとおりであり、いずれも資産の額が負債の額を上回っております。

（単位：百万円）

	資産の額	負債の額	純資産の額
当 社	419,791	116,231	303,560
K I H D	23,412	14,591	23,412

また、当社及びKIHDの双方において、各基準日から本合併の効力発生までに債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、見込まれておりません。なお、本合併により増加する当社の資産の額は負債の額を上回っております。

さらに、本合併の効力発生後においても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、効力発生日以後の当社の資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上により、本合併の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上



## 吸収合併契約書

株式会社小糸製作所（以下「甲」という。）及び KI ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、2020年1月30日付で、以下のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併を行う（以下「本合併」という。）。
2. 本合併に係る甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。  
 甲の商号：株式会社小糸製作所  
 甲の住所：東京都港区高輪四丁目8番3号  
 乙の商号：KI ホールディングス株式会社  
 乙の住所：神奈川県横浜市戸塚区前田町100番地

### 第2条（吸収合併に際して交付する対価及びその割当て）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、所有株式に代わる金銭等を交付しない。

### 第3条（資本金及び準備金）

甲は、本合併において、資本金、資本準備金及び利益準備金を増加しない。

### 第4条（株主総会の承認）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、乙は、会社法第784条第1項の規定により、それぞれ本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

### 第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第6条（契約の変更又は解除）

本契約の締結日から本効力発生日の前日までに、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併に係る条件を変更し又は本契約を解除することができる。

以上の合意を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2020年1月30日

甲： 東京都港区高輪四丁目8番3号  
 株式会社小糸製作所  
 代表取締役社長 三原 弘志

乙： 神奈川県横浜市戸塚区前田町100番地  
 KI ホールディングス株式会社  
 代表取締役社長 山口 常雄



(添付書類)

**事業報告**〔 2018年10月1日から  
2019年9月30日まで 〕**1. 会社の現況に関する事項****(1) 事業の経過及び成果**

我が国の経済は、企業業績、雇用情勢等が堅調であったことから、緩やかな回復基調で推移いたしました。世界経済においては、米中の貿易摩擦への懸念や中国等新興国の成長鈍化、英国のEU離脱問題などのリスクはあるものの、緩やかに成長いたしました。

このような状況のもと、当社の営業の概況は、航空機シートに関する部品供給の受注減により、売上高は、前期比95.3%減の2千万円となりました。

利益につきましては、売上高の減少に伴い営業利益は前期比減益となる10億3千2百万円の赤字となり、経常利益は前期比8.9%減の19億6千7百万円、当期純利益は前期比28.6%減の19億2千5百万円となりました。

**(2) 設備投資の状況**

当期の設備投資の総額は5百万円で、その主なものは情報システム機器等の整備であります。

**(3) 資金調達の状況**

当期の所要資金は、自己資金及び借入金を充当しております。  
増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

**(4) 対処すべき課題**

航空機シート事業は航空会社への部品供給が概ね終息しつつあることから、本年10月1日をもって人員の多くを子会社のコイト電工株式会社へと転籍し、組織も縮小いたしました。引き続き、航空機シート事業の整理を進めてまいります。

また、子会社の事業につきましては、新商品開発を積極的に行い売上拡大を目指すとともに、コスト低減、合理化を徹底し、全社的な業務改善と経費削減に取り組むことで、収益構造を継続的に改革してまいります。

株主様におかれましては、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 事業区分別売上状況**

区 分	第 76 期 2016年9月期		第 77 期 2017年9月期		第 78 期 2018年9月期		第 79 期 2019年9月期	
	金 額 (百万円)	構 成 比 (%)						
航空機シート事業	329	100.0	324	100.0	436	100.0	20	100.0
合 計	329	100.0	324	100.0	436	100.0	20	100.0

## (6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 76 期 2016年 9 月期	第 77 期 2017年 9 月期	第 78 期 2018年 9 月期	第 79 期 2019年 9 月期
売 上 高	329百万円	324百万円	436百万円	20百万円
当 期 純 利 益	2,825百万円	1,227百万円	2,696百万円	1,925百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	68円19銭	29円63銭	65円09銭	46円47銭
総 資 産	22,945百万円	23,127百万円	24,762百万円	23,412百万円
純 資 産	2,442百万円	4,150百万円	7,160百万円	8,821百万円

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

## ①親会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容	事業上の関係
株式会社小糸製作所	14,270百万円	100.00%	自動車照明器、航空機部品、その他製品の製造・販売	当事業年度において、当社と親会社との間に取引はありません。

(注) 出資比率は自己株式(157,528株)を控除して計算しております。

## ②親会社との取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との取引において、必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないよう留意し、公正かつ適正に決定することとしております。なお、当事業年度において当該取引はありませんでした。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかに関する取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点から、取引条件については、上記イに記載の通りであることから、当社の利益を害するものではないと判断しております。

事業運営につきましては、親会社と事業領域が異なっており、取締役会においても独自の意思決定に基づき経営判断及び業務執行を行っております。

## ③重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
コイト電工株式会社	90百万円	100.00%	鉄道車両用電装品シート、照明機器、道路情報機器、交通信号保安機器、住設機器及び環境調節機器等の製造、販売
ミナモト通信株式会社	40百万円	100.00%	交通信号保安機器及び道路情報機器の保守
KPS N. A., INC.	400千米ドル	100.00%	鉄道車両用電装品の製造、販売
丘山産業株式会社	50百万円	51.00%	鉄道車両用シート等の製造、販売
常州小糸今創交通設備有限公司	200百万円	50.00%	鉄道車両用電装品の製造、販売

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	コイト電工株式会社
特定完全子会社の住所	静岡県駿東郡長泉町南一色720番地
当社及び当社の特定完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	8,168百万円
当社の総資産額	23,412百万円

## (8) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

区 分	部 門	営 業 種 目
当 社	航空機シート	航空機シート
子会社	鉄道車両機器	鉄道車両用照明・制御機器、モニターシステム、 情報表示システム、鉄道車両用シート
	照 明	道路照明、トンネル照明、景観照明、 スポーツ・空港施設照明
	情報システム	道路情報表示システム、 トンネル非常警報システム、 道路気象観測表示システム、 ETC関連機器、画像応用機器、各種工事、保守
	交通システム	交通管理システム、交通信号機器、 交通情報収集装置、交通情報提供装置、 海上信号情報システム、各種工事、保守
	住 設 機 器	自動洗面器、石けん吐出装置、ベビーシート、 ベビーチェア
	環境システム	バイオ関連システム、空気調和設備、 環境計測装置、環境試験装置、各種工事

## (9) 主要な工場及び営業所 (2019年9月30日現在)

## ①当社

名 称	所 在 地
本社・工場	横浜市戸塚区

## ②子会社

会 社 名	所 在 地
コイト電工株式会社	静岡県駿東郡
ミナモト通信株式会社	横浜市戸塚区
KPS N. A., INC.	米国ニューヨーク州
丘山産業株式会社	群馬県邑楽郡
常州小糸今創交通設備有限公司	中華人民共和国常州市

## (10) 従業員の状況 (2019年9月30日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
64名	6名減	47.1歳	22.2年

(11) 主要な借入先 (2019年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,200百万円
株式会社三井住友銀行	4,200百万円

(12) その他当社の現況に関する重要な事項 (2019年9月30日現在)

- ① 当社は、2017年5月30日付けで、DS-RENDITE-FONDS NR. 129 FLUGZEUGFONDS IV GmbH & Co. KG (代表者：マネージングディレクター アンセルム・ゲーリング) 他3社より損害賠償請求訴訟の提起を受けております。当該訴訟は、当社製航空機用座席の交換に係る損害賠償請求を内容とするものであり、横浜地方裁判所に係属中です。
- ② 株式会社小糸製作所は2019年6月27日に会社法第179条第1項に基づき、当社株主に対して株式売渡請求を行うことを決定し、当社は同日開催の取締役会においてこれを承認する旨の決議をいたしました。これにより、株式会社東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準に該当することになり、当社は2019年7月30日をもって上場廃止となりました。
- ③ 上記②に記載の上場廃止に伴い、当社は当事業年度末より連結財務諸表の作成を取りやめております。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 41,587,061株
- (3) 株主数 1名
- (4) 株主名

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社小糸製作所	41,429,533株	100.00%

(注) 出資比率は自己株式(157,528株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	米 澤 典 明	コイト電工株式会社 代表取締役会長
代表取締役社長	山 口 常 雄	コイト電工株式会社 代表取締役社長 常州小糸今創交通設備有限公司 董事
常務取締役	田 地 川 章	経理部長、経営企画部担当、管理部門・調達部門統括 コイト電工株式会社 常務取締役 ミナモト通信株式会社 監査役 KPS N.A., INC. 取締役 丘山産業株式会社 監査役 常州小糸今創交通設備有限公司 監事
常務取締役	酒 井 高 之	航空事業部長、営業部門統括 コイト電工株式会社 常務取締役 常州小糸今創交通設備有限公司 董事長
常務取締役	田 村 芳 孝	生産部門・技術部門・品質保証部門統括 コイト電工株式会社 常務取締役
取 締 役	内 山 正 巳	株式会社小糸製作所 専務取締役
取 締 役	若 林 秀 和	人事総務部長 コイト電工株式会社 監査役
取 締 役	長 倉 公 憲	
常勤監査役	佐 藤 克 彦	
監 査 役	小長谷 秀 治	株式会社小糸製作所 専務取締役 コイト電工株式会社 監査役
監 査 役	遠 藤 哲 嗣	弁護士 日本総合住生活株式会社 社外監査役
監 査 役	並 松 晴 行	税理士

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	142百万円
監 査 役	4名	30百万円
合 計	12名	172百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）に対する報酬等の総額は3名17百万円です。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役遠藤哲嗣氏は、日本総合住生活株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と同社との間に特別の利害関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
社外取締役	長倉公憲	13回中13回 (100.0%)	—	企業の営業活動に関する知見、経験から当社の成長戦略に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を検討し、助言・提言を行っております。
社外監査役	遠藤哲嗣	13回中13回 (100.0%)	14回中14回 (100.0%)	主に法律の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性、適正性を検討し、助言・提言を行っております。
社外監査役	並松晴行	13回中13回 (100.0%)	14回中14回 (100.0%)	主に税務の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性、適正性を検討し、助言・提言を行っております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係各部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を行い、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務の執行状況や報酬見積もりの算定根拠等を検討した結果、上記の報酬を妥当と判断したため、会社法第399条第1項の同意を行ったものです。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

①会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定する。

②会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定する。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 当社及び子会社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「企業倫理行動基準」を定め、当社及び子会社のコンプライアンスに関する規範とする。並びに「企業倫理規程」などの関係諸規程の整備と取締役社長を委員長とする「企業倫理委員会」の下、全社を挙げて法令・規程遵守の体制を維持し、全役職員に周知徹底を図る。
- ②法令違反の早期発見と是正を図るため、業務執行ラインから独立した内部通報制度として「ヘルプライン」を整備し、通報者の秘密を厳守し通報者が不利益を被ることがないように運用する。
- ③当社及び子会社の全役職員は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と連携し毅然とした態度で対応する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①「情報セキュリティ管理規程」等の関係諸規程を整備し、適正な情報管理体制を維持・管理する。
- ②重要な契約書・議事録・法定帳票等、適正な業務執行を確保するため、必要な文書等の情報を法令及び規程に基づき適切に作成・保存・管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、各担当部署にて関係諸規程、ガイドライン等を整備し、研修の実施やマニュアルの作成・配布を行うと共に、重大なリスクは取締役会にて報告・協議を行い、損失を最小限に止めるリスク管理を行う。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①年度毎の社長方針に基づき、各部門で方針を具体化し業務を遂行する。
- ②取締役会、常務会を定例開催し、取締役及び子会社の取締役等の職務の執行状況の報告を受け、必要な意思決定を行うと共に常に組織・体制の最適化を図る。

### (5) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社の方針に基づき、子会社の業務の適正を確保するため、以下の体制を整備する。

- ①当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役及び使用人から定期的に職務の執行状況その他の報告を受ける体制を維持する。
- ②当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社のリスクを総括的に管理する。子会社の対応が不十分である場合には、指導や是正措置を講じる。
- ③子会社に対し、職務の執行が効率的に行われるために、取締役会の定期開催、規程・組織・体制の整備を指示・指導し、運用状況を管理する。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査部署による監査を実施し、その結果を当社監査役へ報告する。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めがあれば監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、監査役スタッフは監査役の指示・命令を受け業務を行う。その人事は監査役の同意のもとに行う。

**(7) 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役スタッフの指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指示・命令は受けないものとする。監査役の指示・命令の実効性を確保する。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制**

- ①取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時職務の執行状況その他に関する報告をする。
- ②当社及び子会社の取締役並びに使用人は、会社に重大な影響を与える事項、法令・定款に違反する事項、その他コンプライアンス等に関し、適時・適切に監査役に報告をする。
- ③監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社及び子会社の取締役並びに使用人は不利益な取扱いを受けないこととし、全役職員に周知する。

**(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務上必要と認められる費用については予算化し、請求があった場合、会社は遅滞なく払う。

**(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は監査計画に基づき、取締役会をはじめとする各種会議や委員会へ出席し、重要書類の閲覧等により業務の遂行状況を把握・監査し、会社は円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。

**(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制システムを構築し、評価・維持・改善等を行う。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度（2018年10月1日から2019年9月30日まで）における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンス体制について

- ①「企業倫理行動基準」を定めており、「企業倫理規程」などの関係諸規程の整備、取締役社長を委員長とする「企業倫理委員会」のもと、全社を挙げて法令・規程遵守の体制を維持し、全役職員に周知徹底を図っております。
- ②法令違反の早期発見と是正を図るため、内部通報制度「ヘルプライン」を運用しております。また、通報者保護により不利益を被ることがないように運用しております。
- ③当社及び子会社の全役職員は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、警察等の外部専門機関と普段から連携を図っております。

### (2) 取締役の職務の執行に関する体制について

- ①当社は、取締役会による経営の意思決定・監督、各取締役による職務執行、監査役による職務執行の監査を行っております。
- ②取締役会は取締役8名で構成され、原則月1回開催し、取締役、監査役出席のもと、職務執行状況の報告、重要事項についての意思決定を行っております。
- ③取締役会を補う機関として、常勤取締役で構成する常務会を原則月2回開催しており、職務執行状況の報告及びフォローを実施しております。
- ④年度毎の社長方針に基づき、各部門で方針を具現化し業務を遂行しております。
- ⑤重要な契約書・議事録・法定帳票等、適正な業務執行を確保するため、必要な文書等の情報を法令及び規程に基づき適切に作成・保存・管理しております。

### (3) リスク管理体制について

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、各担当部署にて関係諸規程、ガイドライン等を整備し、研修の実施やマニュアルの作成・配布を行うとともに、重大なリスクは取締役会にて報告・協議を行い、損失を最小限に止めるリスク管理を行っております。

### (4) グループ会社管理体制について

- ①当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役及び使用人から定期的に職務の執行状況その他の報告を受けております。また、個別の重要案件については、子会社と当社関係部署が協議の上、当社の取締役会・常務会に上程し、承認を受けております。
- ②当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社のリスクを総括的に管理するとともに、子会社の対応が不十分である場合には、指導や是正措置を講じております。
- ③当社の内部監査部門は子会社の内部統制システム整備状況を定期的に監査し、監査役へ報告しております。

### (5) 監査役に関する体制について

当社は、親会社の方針に基づき、子会社の業務の適正を確保するため、以下の体制を整備しております。

- ①監査役は監査計画に基づき、取締役会をはじめとする各種会議や委員会に出席するとともに、重要書類の閲覧等により、取締役の職務の執行状況及び会社の意思決定の妥当性・適正性等を監査しております。
- ②監査役は、監査役往査に加え、会計監査人の監査への立会い、取締役及び内部監査部門等との情報交換等により、監査の実効性を高めるよう努めております。

---

本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>2,443</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,283</b>
現金及び預金	1,756	買掛金	1
売掛金	3	短期借入金	2,000
仕掛品	0	1年内返済予定の長期借入金	1,600
原材料及び貯蔵品	1	未払金	38
前払費用	27	未払費用	206
未収入金	647	未払法人税等	14
その他	6	預り金	385
<b>固定資産</b>	<b>20,969</b>	賞与引当金	35
<b>有形固定資産</b>	<b>4,746</b>	その他	1
建物	1,981	<b>固定負債</b>	<b>10,307</b>
構築物	11	長期借入金	4,800
機械及び装置	2	繰延税金負債	989
車両及び運搬具	0	退職給付引当金	3,647
工具、器具及び備品	16	役員退職慰労引当金	232
土地	2,735	環境対策引当金	63
<b>無形固定資産</b>	<b>36</b>	その他	574
ソフトウェア	16	<b>負債合計</b>	<b>14,591</b>
その他	20	(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,185</b>	<b>株主資本</b>	<b>6,576</b>
投資有価証券	6,809	資本金	9,214
関係会社株式	8,388	資本剰余金	8,211
関係会社出資金	100	資本準備金	8,211
前払年金費用	881	<b>利益剰余金</b>	<b>△10,791</b>
その他	122	利益準備金	2,303
貸倒引当金	△116	その他利益剰余金	△13,095
<b>資産合計</b>	<b>23,412</b>	別途積立金	14,300
		繰越利益剰余金	△27,395
		<b>自己株式</b>	<b>△57</b>
		評価・換算差額等	2,244
		その他有価証券評価差額金	2,244
		<b>純資産合計</b>	<b>8,821</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>23,412</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

〔 2018年10月 1 日から  
2019年 9 月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	20
売 上 原 価	54
売 上 総 損 失	△33
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	998
営 業 損 失	△1,032
営 業 外 収 益	3,470
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,338
業 務 受 託 料	457
受 取 賃 貸 料	526
そ の 他 の 収 益	147
営 業 外 費 用	470
支 払 利 息	157
賃 貸 収 入 原 価	262
そ の 他 の 費 用	50
経 常 利 益	1,967
特 別 利 益	0
固 定 資 産 売 却 益	0
特 別 損 失	0
固 定 資 産 除 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	1,968
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△332
法 人 税 等 調 整 額	375
当 期 純 利 益	1,925

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔 2018年10月1日から  
2019年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	9,214	8,211	8,211	2,303	14,300	△29,320	△12,716	△57	4,651
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	1,925	1,925	—	1,925
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	1,925	1,925	△0	1,925
当 期 末 残 高	9,214	8,211	8,211	2,303	14,300	△27,395	△10,791	△57	6,576

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,509	2,509	7,160
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益	—	—	1,925
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△264	△264	△264
当 期 変 動 額 合 計	△264	△264	1,660
当 期 末 残 高	2,244	2,244	8,821

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |               |   |
|---------------|---|
| ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法   |
| ② その他有価証券     |   |
| ・ 時価のあるもの     | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により処理) |
| ・ 時価のないもの     | 移動平均法による原価法   |
| ③ たな卸資産       |   |
| ・ 製品、仕掛品      | 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                 |
| ・ 原材料及び貯蔵品    | 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |          |   |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物及び構築物 3年～50年<br>機械装置及び運搬具 4年～12年 |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。  |

#### (3) 引当金の計上基準

- |             |  |
|-------------|--|
| ① 貸倒引当金     | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。   |
| ② 賞与引当金     | 従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。  |
| ③ 退職給付引当金   | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、前払年金費用に計上しております。 |
| ④ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく役員退職慰労金の当事業年度末要支給額を計上しております。   |
| ⑤ 環境対策引当金   | ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物等の撤去、処理に関する支出に備えるため、その見込額を計上しております。   |

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### (6) 連結納税制度の適用

当社並びに一部の連結子会社は、当社を連結親会社とする連結納税制度を適用していましたが、当社は2019年8月1日に株式会社小糸製作所の完全子会社となったため、連結納税制度の適用を取りやめております。

## 2. 表示方法の変更

(貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を当事業年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	14,640百万円
(2) 保証債務等の残高	
子会社(KPS N.A., Inc.)の前受金に対する保証債務	32百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	462百万円
② 長期金銭債権	107百万円
③ 長期金銭債務	574百万円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	0百万円
② 売上原価並びに販売費及び一般管理費	10百万円
③ 営業取引以外の取引高	3,227百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数	
普通株式	41,587,061株
(2) 自己株式の数	
普通株式	157,528株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の主な発生の原因は、その他有価証券評価差額金であります。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金又は流動性のある金融資産で運用しており、資金調達については銀行等金融機関から借り入れております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクがあります。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクがあります。

投資有価証券は、主に債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には、外貨建てのものがあり、為替の変動リスクがありますが、同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金は運転資金及び損害賠償金支払いに係るものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、満期保有目的の債券は、経理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

##### ロ. 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	1,756	1,756	—
(2) 売掛金	3	3	—
(3) 投資有価証券	6,794	6,794	—
(4) 買掛金	(1)	(1)	—
(5) 短期借入金	(2,000)	(2,000)	—
(6) 未払法人税等	(14)	(14)	—
(7) 長期借入金（1年以内返済長期借入金含む）	(6,400)	(6,401)	1

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4)買掛金、(5)短期借入金、(6)未払法人税等

これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式等（貸借対照表計上額14百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内
短期借入金	2,000	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	1,600	4,800

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	コイト電工(株)	(所有) 直接 100.00%	業務の委託 業務の受託 不動産、設備 の賃貸 資金の貸付 役員の兼務、 等	管理業務の受託	457	—	—
				管理業務、物流業務 の委託	10	—	—
				不動産、システム等 設備賃貸	835	—	—
				資金の貸付	1,000	—	—
				貸付金の回収	1,000	—	—
				利息の受取り	2	—	—
				出向者に対する 受取人件費	3,779	未収入金	120
				転籍従業員に対する 退職金	35	その他(長期未払金)	574
				その他 (水道光熱費)	69	未収入金	7

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①業務の委託、業務の受託については、業務に係る人件費等を勘案し、合理的に決定しております。
- ②不動産、設備等の賃貸については、当社と子会社の使用割合を勘案し、合理的に決定しております。
- ③貸出利率は市場金利を勘案して、合理的に決定しております。
- ④出向者に対する受取人件費は、出向社員の給与支給額を勘案し、決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 212円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円47銭  |

## 10. その他

### 訴訟

当社は、2017年5月30日付で、DS-RENDITE-FONDS NR. 129 FLUGZEUGFONDS IV GmbH & Co. KG（代表者：マネージングディレクター アンセルム・ゲーリング）他3社より、損害賠償請求訴訟の提起を受けております。当該訴訟は、当社製航空機用座席の交換に係る損害賠償請求を内容とするものであり、横浜地方裁判所に係属中であります。

### 上場廃止

株式会社小糸製作所は2019年6月27日に会社法第179条第1項に基づき、当社株主に対して株式売渡請求を行うことを決定し、当社は同日開催の取締役会においてこれを承認する旨の決議をいたしました。これにより、株式会社東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準に該当することになり、当社は2019年7月30日をもって上場廃止となりました。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年11月7日

K I ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村 淳一 (印)

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村ゆりか (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K I ホールディングス株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるアーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月8日

K I ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 佐藤 克彦 (印)

監査役 小長谷 秀治 (印)

社外監査役 遠藤 哲嗣 (印)

社外監査役 並松 晴行 (印)

以上

以上